参考

インフレスライドの手続フロー
～請求から契約変更までの基本的な流れ～

受注者	発注者（工事主管課）	備考
請求 →	受領	
別紙様式１－１、１－２及び添付書類		
受領 ← 別紙様式２	・基準日（※1）の設定 ・スライド額協議開始日の設定	基準日（※1）は、請求日から起算して14 日以内に設定します（請求日を基本とします。）。
↓		
基準日時点の出来形の確認 ↓ 残工事量算出等		工事主管課は、出来形の確認を請求日から起算して原則として 14 日以内に行います。
↓	スライド額（案）の算出	
↓		
受領 ← 別紙様式３	スライド額協議開始日	スライド額協議開始日から起算して原則として 14 日以内に協議によりスライド額を決定します（協議が整わない場合は、工事主管課がスライド額を決定し、通知します。）。
承諾 → 別紙様式４	受領（スライド額の決定）	
↓		
スライド額に係る契約変更 （工事主管課から総務契約課へ変更契約措置依頼書の提出）		スライド額の決定後、原則として速やかに契約変更を行います。 ※契約変更の事務手続は総務契約課と行ってください。